

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅲ－１－２ 主な着眼点</p> <p>経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった組織（委員会設置会社にあつては取締役会、監査委員会等）が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、執行役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。</p> <p>また、銀行法は、銀行業務の高度な公共性に鑑み、信用維持と預金者等の保護及び金融の円滑を確保するため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を求めていることを踏まえ、銀行の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては銀行の常務に従事する取締役及び執行役）及び監査役（委員会設置会社にあつては監査委員）には、その資質について極めて高いものが求められる。</p> <p><u>経営管理（ガバナンス）態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。</u></p> <p>なお、上場会社は、<u>会社法改正案（平成25年11月国会提出）において、社外取締役を置いていない場合には、株主総会で社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならないと規定されているほか、金融商品取引所においても、独立性の高い社外取締役を1名以上確保するよう努めなければならないとされており、非上場会社に比べ、より高い経営管理（ガバナンス）が要求されている。さらに、銀行及び銀行持株会社は、銀行業務の公共性に鑑み、当該銀行及び当該銀行持株会社の子銀行の業務の健全かつ適切な運営が求められていることも踏まえ、上場銀行及び上場銀行持株会社については、以下のような経営管理（ガバナンス）態勢となっているか検証することとする。</u></p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅲ－１－２ 主な着眼点</p> <p>経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった組織（<u>指名委員会等設置会社にあつては取締役会、監査委員会等、監査等委員会設置会社にあつては取締役会、監査等委員会</u>）が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、執行役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。</p> <p>また、銀行法は、銀行業務の高度な公共性に鑑み、信用維持と預金者等の保護及び金融の円滑を確保するため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を求めていることを踏まえ、銀行の常務に従事する取締役（<u>指名委員会等設置会社にあつては銀行の常務に従事する取締役及び執行役</u>）及び監査役（<u>指名委員会等設置会社にあつては監査委員、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員</u>）には、その資質について極めて高いものが求められる。</p> <p>（削除）</p> <p>なお、上場会社は、平成26年の会社法改正及び金融商品取引所の規程において、社外取締役の確保について規定されているほか、<u>同規程においては、コーポレートガバナンス・コードを尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めることとされており、非上場会社に比べ、より高い水準の経営管理（ガバナンス）が要求されている。上記を踏まえ、銀行及び銀行持株会社の経営管理（ガバナンス）態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p><u>(1) 取締役の選任議案の決定に当たって、少なくとも1名以上の独立性の高い社外取締役が確保されているか。</u></p>	<p><u>(1)コーポレートガバナンス・コードの各原則において求められている水準の経営管理(ガバナンス)態勢を構築するにあたって、以下の項目を含め、コーポレートガバナンス・コードに則って、適切に取組みを進めているか。</u> <u>(注)コーポレートガバナンス・コードは、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」(原則主義)、及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか)の手法を採用していることに留意することとする。</u></p> <p>① <u>独立社外取締役は、上場銀行及び上場銀行持株会社（以下「上場銀行等」という。）の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場銀行等はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任しているか。</u> <u>また、業種・規模・事業特性・機関設計・当該上場銀行等を取りまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場銀行等は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示しているか。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(2) 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下「告示」という。）第2条の2第5項第1号又は「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実</p>	<p>② <u>上場銀行等がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示しているか。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行っているか。上場銀行等は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示しているか。</u></p> <p>(2) 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下「告示」という。）第2条の2第5項第1号又は「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下「持株自己資本比率告示」という。）第2条の2第5項第1号の規定に基づき指定（注）された銀行等（以下「告示に指定されたG-SIBs」という。）においては、例えば、その組織体制を委員会設置会社とする、あるいは、当該銀行持株会社の主要な子銀行については、非上場であっても、取締役の選任議案の決定に当たり<u>独立性の高い社外取締役</u>を確保するなど、その規模、複雑性、国際性、システミックな相互関連性に鑑み、より強固な経営管理（ガバナンス）態勢となっているか。</p>	<p>実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下「持株自己資本比率告示」という。）第2条の2第5項第1号の規定に基づき指定（注）された銀行等（以下「告示に指定されたG-SIBs」という。）においては、例えば、その組織体制を<u>指名委員会等設置会社</u>とする、あるいは、当該銀行持株会社の主要な子銀行については、非上場であっても、取締役の選任議案の決定に当たり<u>独立社外取締役</u>を確保するなど、その規模、複雑性、国際性、システミックな相互関連性に鑑み、より強固な経営管理（ガバナンス）態勢となっているか。</p>